

2019年9月

認証工場各位

一般財団法人 全国調味料・野菜飲料検査協会

消費税増税に伴う取扱いについて

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より当検査協会の運営につきましてはご協力いただき厚くお礼申し上げます。

この度、消費税法の改正に伴い、2019年10月1日より現行の消費税率が8%から10%へ引き上げられることになりました。

これに伴い当検査協会におきましても原則下記のとおり新税率で消費税を申し受けることとなりますのでご案内申し上げます。

今後も、検査業務の迅速かつ効率化を図り、また、併せて情報提供も充実させてまいりますのでご協力方よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1、依頼検査手数料(JAS 格付のための検査)について

10月以降検査分 : 消費税(10%)

2、分析検査手数料(一般依頼検査)について

10月以降検査分 : 消費税(10%)

3、認証工場調査手数料について

10月以降に実施した工場調査分 : 消費税(10%)